

ギャンブル等依存症防止のための適切な対策を求める意見書

本年4月に策定された「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備に関する計画」について、今夏にも区域認定がなされる見込みである一方、我が国は、いわゆる公営ギャンブルやパチンコ等の利用者が多く、国際的にもギャンブル等依存症の潜在患者が多いとの指摘がなされています。

政府は平成30年に、内閣官房長官を本部長とするギャンブル等依存症対策推進本部を設置し、同年3月25日に閣議決定された新たな「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」では、公営競技やパチンコも含めた包括的な対策計画が示されています。

最近では、ネットカジノ、オンラインカジノに対しても様々な懸念が挙げられているところですが、全国的な対策の体制強化と、地方公共団体ごとの実情に合った積極的な対策が必要です。

よって、国会及び政府は、ギャンブル等依存症防止に向けた適切な対策を促進させるため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. パチンコ、パチスロ等については依存症となる人も多く、また、カジノ事業との整合性の観点からも、国の適正な指導、管理の下に運営されるよう法整備を行うこと。
2. 全ての都道府県が速やかにギャンブル等依存症対策推進計画を策定できるよう支援すること。
3. 地方公共団体が独自に行うギャンブル等依存症対策について、予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月24日

枚方市議会議長 木村 亮 太

〈提出先〉

衆議院議長
文部科学大臣
経済産業大臣
国家公安委員会委員長

参議院議長
厚生労働大臣
国土交通大臣

総務大臣
農林水産大臣
内閣官房長官